

役員等の表彰に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、つつじ野団地管理規約（以下「規約」という。）第74条の規定に基づき、役員及び専門委員会委員等（以下「役員等」という。）に対する表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 役員等に対する表彰は、長期間にわたり役員等として誠実に職務を遂行した者及び組合の業務に特別の貢献をされた者を対象に行う。

2 前項における長期間とは、通算して5年間以上とする。

3 役員等に対する表彰の対象者は、理事会で決定する。

(表彰の方法)

第3条 役員等に対する表彰は、理事長が賞状及び副賞を授与して行う。

(表彰の時期)

第4条 役員等に対する表彰は、必要の都度、管理組合の通常総会の場で行う。

(雑則)

第5条 表彰の対象及び方法の詳細は、理事会で定めることができる。

(細則外事項)

第6条 この細則に定めのない事項については、規約及び総会の決議で定められたところによる。

(細則の改廃)

第7条 この細則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。ただし、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければ、することができない。

(細則原本)

第8条 この細則を証するため、理事長及び理事長の指名する2名の組合員が記名押印した細則を1通作成し、これを細則原本とする。

2 細則原本は、理事長が保管し、団地建物所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

3 理事長は、所定の掲示場所に、細則原本の保管場所を掲示しなければならない。

附則

この細則は、平成5年5月30日から施行し、昭和56年3月19日から適用する。

附則

この変更細則は、平成18年5月21日から効力を発する。

この細則を証するため、理事長及び理事長の指名する2名の組合員が記名押印した細

則を1通作成し、これを細則原本とする。

平成18年5月21日

理事長 1街区35号棟101号室 柴田 明

組合員 2街区15号棟207号室 諸井 正純

組合員 4街区18号棟203号室 中川 博之